

大会参加申込に関する細則

第1条 (目 的)

この細則は、競技委員会規程第3条の規定により、連盟主催大会の参加申込みに関し、必要な事項を定める。

第2条 (参加資格等)

各大会の参加資格等は、別表1の連盟主催大会参加資格等一覧のとおりとする。

第3条 (参加申込み方法)

参加申込み方法は、次のとおりとする。

- (1) 所定の方法に必要な事項を記入し、締切日までに参加料を支払うものとする。所定の方法以外の申込みは受け付けない。
- (2) 選手名は実力が上位と思われる順に記載するものとする。
- (3) 申込みは、クラブ単位又は支部単位で行うものとする。原則として、個人での申込みは受け付けない。
- (4) 団体戦に2チーム以上申込みする場合は、各チームの選手名を明記すること。

第4条 (参加料の領収・返金)

1. 受納した参加料の領収書は、支払金受領書をもって替える。
2. 受納した参加料は返金しない。但し、大会を予定日以前に中止した場合はこの限りではない。